

## 学校法人会計の特徴と企業会計との違い

学校法人は、設置学校を運営し、教育研究活動を永続的に実施することを目的とする法人であり、利益の追求を目的とする企業とは異なります。

企業会計では、事業活動の成果と財務状態を利害関係者に開示することを目的としています。

学校法人は、永続的に教育研究活動を行うために校地や校舎等の基本財産を健全に維持することが必要であり、学校法人会計は、収支のバランスと財政状態を中長期的に正しく捉えることを目的としています。

また、学校法人の収入の多くが学生生徒等の納付金や国または地方自治体からの補助金で構成されている極めて公共性の高い法人であり、「学校法人会計基準」に基づき財務及び経営状況を表す計算書類を公開し、一般社会への説明責任を果たすことが求められています。

学校法人会計の計算書類は、資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表の3種類で成り立っています。

### 資金収支計算書

当該年度に行った教育研究活動の全ての収入及び支出を明らかにし、支払資金の顛末を表すものです。

### 事業活動収支計算書

学校法人の収入と支出を明らかにし、収支の均衡状態を表すものです。

### 貸借対照表

年度末における資産、負債、基本金及び収支差額を明らかにし、財政状態の健全性を表すものです。

<学校法人会計の主な勘定科目について>

①資金収支計算書、事業活動収支計算書に共通に記載される科目

### 学生生徒等納付金収入

学生生徒から納付される授業料、入学金、施設設備維持費、教育充実費等の収入です。

### 手数料収入

入学検定料、証明書発行手数料等の収入です。

### 寄付金収入

金銭その他資産を寄贈者から贈与されたもので、用途が明確な特別寄付金と、用途が明確でない一般寄付金があります。

### 補助金収入

国、地方公共団体から交付される補助金です。

### 事業収入

寮、預かり保育等の教育活動に付随する事業に係る収入、外部からの受託事業に係る収入です。

## **雑収入**

学校法人に帰属する上記以外の収入です。

## **人件費支出**

専任教職員、非常勤教職員に支給する本俸、その他の手当、所定福利費、退職金等に要する支出です。

## **教育研究経費支出**

教育研究のための支出で、消耗品費、光熱水費、旅費交通費等の経費です。

## **管理経費支出**

総務、人事、経理等の管理業務や学生を募集するための経費で、教育研究活動に該当しない支出をいいます。

## **借入金等利息支出**

借入金の利息に係る支出です。

## ②資金収支計算書のみに記載される科目

### **前受金収入**

翌年度の学生生徒等に係る納付金収入です。

### **借入金等返済支出**

借入金の元本返済に係る支出です。

### **施設関係支出**

土地、建物、構築物、建設仮勘定等の支出をいいます。建設仮勘定は、建物及び構築物等が完成するまでの支出のことで、完成した際に該当する科目に振り替えます。

### **設備関係支出**

教育研究用機器備品、その他機器備品、図書、車両を取得するための経費です。

### **資金収支調整勘定**

当年度の諸活動に対する支出で、翌年度以降に支払いが発生する資金や前年度以前に支払いが完了している資金を実資金に合うように調整する科目です。

## ③事業活動収支計算書のみに記載されている科目

### **資産売却差額**

土地、建物、有価証券等の売却収入が帳簿価格を超える場合に、その差額を計上したものです。

### **資産処分差額**

土地、建物、有価証券等の売却収入が帳簿価格よりも少ない場合に、その差額を計上したものです。